

利用料金等の規定

以下のとおり条例が改正されることから、改正後の利用料金の上限額を基に利用料金の案を作成してください。

また、収支予算書等に記載する利用料及び使用料収入の見込みについても改定後の利用料金及び使用料をご参照ください。

1 改正の内容

相模原市都市公園条例の利用に係る料金の規定の改正（別表関係）

①利用料金

種類	単位				金額	
					現行	改定後
競技場	専用利用	市民		1 日 (8 時 3 0 分 ~ 2 0 時 3 0 分)	105,000 円	136,500 円
		市民以外のもの			262,500 円	341,250 円
	一般利用	個人	大人	1 回	410 円	500 円
			小人		200 円	250 円
		団体	2 0 人 ま でごと		2,050 円	2,500 円
	第 2 競技場	専用利用	市民		1 日 (8 時 3 0 分 ~ 1 8 時 3 0 分)	76,800 円
市民以外のもの			192,000 円	249,500 円		
一般利用		個人	大人	1 回	410 円	500 円
			小人		200 円	250 円
		団体	2 0 人 ま でごと		2,050 円	2,500 円

②使用料

種類	単位			金額	
				現行	改定後
グラウンド	専用利用	市民	2 時 間 につき	4,100 円	4,600 円
		市民以外のもの		20,500 円	23,000 円
	一般利用	1 回		4,100 円	4,600 円

2 施工期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

①に係る規定は、(一般利用に係る部分を除く。)令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例によることとするもの

②に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例によることとするもの